

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小菅村長 船木 直美

市町村名 (市町村コード)	小菅村 (194425)
地域名 (地域内農業集落名)	中組地区 (中組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当村は人口618人、高齢化率48%、森林率95%(令和6年7月現在)の典型的な中山間地である。農業分野の現状は、高齢化による農業従事者の減少や遊休農地の拡大が地域の課題となっている。当村は寒冷・急峻な地形に加え小規模農地が点在し集積化も進んでおらず営農条件が不利な中、地域の農業者は特産農産物の作付けや農地の自己保全管理に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

小菅村の特産品であるそばや自然薯、馬鈴薯などの農畜産物を安定的に生産し、本村農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を目指していく。小菅村における主要な営農類型については、「農業系基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を参考にすることとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や地域外参入者等の担い手に集積・集約をする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中管理機構の活用率は低いため、より活用を推進し農地の集積、集団化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状での実施予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
規模拡大志向を持つ地域内の担い手農家等に参入を促し、農地の集約を図り、効率的な農地利用を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
借地による営農・作業受託による草刈りや土地改良施設の維持管理等に取り組んでいる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--